諮問庁：特許庁長官
諮問日：令和８年５月２２日（令和８年（行情）諮問第６８４号）
答申日：令和８年１０月２８日（令和８年度（行情）答申第７２０号）
事件名：特定職員に係る職員別給与簿の一部開示決定に関する件

# 答　申　書

第１　審査会の結論

「職員別給与簿」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和４年６月１４日付け２０２２０４２８特許３により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

原処分は、違法かつ不当である。不開示部分は、公益性の観点から公開されるべきである。

よって、原処分を取り消すべきであるとの決定を求める。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　事案の概要

（１）審査請求人は、令和４年４月２５日付けで、法３条に基づき、処分庁に対し、本件対象文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は、同月２８日付けでこれを受け付けた。

（２）本件開示請求に対し、処分庁は、令和４年５月１７日付けで、法１０条２項の規定に基づき開示決定等の期限の延長をした。その後、本件対象文書を特定し、法９条１項の規定に基づき、同年６月１４日付けで２０２２０４２８特許３をもって、下記２のとおり、法５条１号に該当する部分を除いて開示する決定（原処分）を行った。

（３）原処分に対し、開示請求者である審査請求人は、令和４年９月１２日付けで、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）４条１号の規定に基づき、原処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、諮問庁は、同月２０日付けで本件審査請求を受け付けた。

（４）本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の適法性及び妥当性につき慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

２　原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象文書のうち、法５条１号に該当する部分を不開示とし、その他の部分を開示する原処分を行った。

原処分において、不開示とした部分とその理由は、以下のとおりである。

本件対象文書中の「組織・所属」欄、「変更組織・所属」欄、「氏名」欄及び各項目の項目名を除く部分については、いずれも職員の人事管理上保有されている非公表の個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。（法５条１号）

３　審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、不開示部分は公益性の観点から公開されるべきである旨主張している。

当初の開示請求文言は、「特定特許庁職員の平成２９年の給与支払いに関する文書」のため文書の特定が困難だったため、「特に職員別給与簿」として補正を行い、審査請求人が応答した内容で文書を特定した。

不開示部分には人事管理のための非公表の情報が記載されており、法５条１号本文に規定する個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

また、職員別給与簿に記載された情報は公務員の給与に関して記録された情報であって、公務員としての職務遂行に係る情報であるとは認められないことから、不開示部分は、法５条１号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

したがって、不開示部分は法５条１号に該当し、これを不開示とした原処分は妥当である。

４　結論

以上により、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年５月２２日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年６月１０日　　審議
④　同年１０月２１日　　本件対象文書の見分及び審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部につき、法５条１号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、特定職員の平成２９年分の職員別給与簿であり、当該職員の氏名及び所属等が記載され、当該職員の住所、給与に関する情報等が不開示とされており、全体として法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、特定職員の職位等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該職員は、一般職の職員の給与に関する法律６条１項１１号に規定される指定職俸給表の適用を受ける職員ではなく、給与の具体的な支給額等に関して公にする慣行はないとのことであった。

そうすると、不開示部分に記載された情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、法５条１号ただし書イに該当すると認められず、同号ただし書ロに該当するとすべき事情も存しない。また、職員の給与に関する情報は、公務員の職務遂行の内容に係る情報であるとはいえないことから、同号ただし書ハにも該当しない。さらに、本件対象文書においては、職員の氏名が開示されていることから、法６条２項に基づく部分開示の余地もない。

したがって、不開示部分は、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、上記第２の２において、法７条に基づく裁量的開示を求めているものと解される。

審査請求人は、その理由として、公益性の観点から開示すべきであるとしているが、不開示規定の例外として、公益上開示することが特に必要であるとするに足る具体的な理由を示しているとは必ずしもいえない。上記２において当審査会が不開示とすることが妥当と判断した部分については、これを開示することに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められないことから、法７条による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

４　付言

本件は、審査請求から諮問までに約３年８か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

５　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条１号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第２部会）

委員　武藤京子、委員　佐藤郁美、委員　寺田麻佑